



フジサンケイ広報フォーラム 8 月・月例会は、上智大学文学部新聞学科教授の奥山俊宏氏を講師にお招きし、内部告発とその対応をテーマにお話しいただきました。当日は、8 月恒例の懇親会も行いました。

本日は、内部告発と公益通報制度をテーマに、いま問題になっている兵庫県庁と鹿児島県警の事例を挙げて説明したいと思う。どちらのケースも幹部公務員が内部の不正について外部に告発したケースであるが、この告発が公益通報に該当するかが争点となっている。

兵庫県庁のケースは、今年 3 月に現職局長が斎藤元彦兵庫県知事の職員へのパワハラなどを糾弾する文書を警察などに送ったものである。しかし、逆に「文書の記載内容の核心的な部分が事実でない」との理由で同局長は停職 3 月の懲戒処分を受け、7 月に自死したというものだ。

斎藤知事は、告発直後の定例記者会見で「ありもしないことを縷々並べた内容」「嘘八百」「名誉棄損」と同局長の解任理由を説明したが、その後、告発内容に一部合致する事実が次々と明らかになった。当初は県版で報じられていたニュースが、全国ニュースとなり今日に至っている。

鹿児島県警のケースは、県警幹部だった前生活安全部長が、現職警察官の盗撮容疑について、県警本部長が捜査指揮をとらずに事実上隠蔽したと告発したものだ。この前生活安全部長は職務上の秘密を漏らしたとして国家公務員法違反で逮捕された。

兵庫県も鹿児島県警もこの 2 つの内部告発について公益通報に該当しないという姿勢で問題の処理に当たっている。これは法律の解釈と事実認定を誤った判断で、それが騒動を大きくしている。保護されるべき通報者が大変な不利益を受けており、制度の見直しが行われるだろう。

企業においても内部告発への対応を誤ると経営上の大きなリスクになりうる。公益通報、あるいは、正当な内部告発に該当するかどうかの判断は簡単ではなく、非該当の結論を安易に出さないほうがいい。下手をすると、兵庫県知事のように事態が深刻化してしまう。企業においても事の発端でのボタンの掛け違いには十分留意すべきだ。

※当日は公益通報制度とマスコミとの関係など諸問題についても解説いただきました。

奥山俊宏 Toshihiro Okuyama

上智大学 文学部新聞学科 教授

1966 年、岡山県生まれ。1989 年、東京大学工学部原子力工学科卒、同大学新聞研究所修了、朝日新聞入社。水戸支局、福島支局、東京社会部、大阪社会部、特別報道部などで記者。『法と経済のジャーナル Asahi Judiciary』の編集も担当。2008 年から早稲田大学大学院政治学研究科ジャーナリズムコース非常勤講師。2013 年、朝日新聞編集委員。2022 年、上智大学教授。著書『秘密解除 ロッキード事件 田中角栄はなぜアメリカに嫌われたのか』(岩波書店、2016 年 7 月)で第 21 回司馬遼太郎賞(2017 年度)を受賞。同書に加え、福島第一原発事故やパナマ文書の報道も含め、日本記者クラブ賞(2018 年度)を受賞。「後世に引き継ぐべき著名・重要な訴訟記録が多数廃棄されていた実態とその是正の必要性を明らかにした一連の報道」で PEP ジャーナリズム大賞 2021 特別賞を受賞。

